

第 71 回大磯町都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成 25 年 2 月 28 日 (木) 午前 10 時～午前 10 時 40 分
場 所 : 大磯町役場本庁舎 4 階第 2 委員会室
出席者 : 10 名[高見沢委員、簗島委員、土橋委員、志村委員、吉川委員、重田委員、岩田委員、永蔭委員、西海委員、原田委員]

1 開 会

委員紹介、県職員紹介（県土整備局環境共生都市部都市計画課 1 名）、事務局職員紹介

※ 以後の議事進行は高見沢会長

- ・ 会議を公開とすることに決定
- ・ 傍聴者なし
- ・ 資料確認

2 議 題

- ・ 議案第 70 号 大磯都市計画公園 5・5・1 号大磯湘南海岸公園の変更について

【会長】

それでは議題に入ります。本日の審議案件は 1 件です。

「大磯都市計画（5・5・1 号湘南海岸公園）の変更について」の審議に入ります。
前回からの経緯を踏まえて、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局説明

- ・ 議案の説明（小瀬村都市計画課都市計画係長）

○ 質疑

- ・ 議案第 70 号 大磯都市計画公園 5・5・1 号大磯湘南海岸公園の変更について

【会長】

ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見などございますでしょうか。

【A 委員】

手続きの経過をご説明いただいた中で、1 月に案の説明会を実施されていて、今のご説明の中では、特に反対の意見はなかったということをご紹介いただいたのですが、説明会の場に出された意見について、主にどのような意見があったのかをご紹介いただけますか。

【事務局】

1 月の説明会におきましては、ほとんどご意見というものが無く、当日は大磯 4 名平塚 12

名の方にお越しいただいたのですが、平塚市の方で開催した時には、平塚市さんの公園区域には風致地区にかかっておりましたので、風致地区に関するご質問が何点か寄せられました。

平塚市さんの方では、住民の方より、できれば風致地区を外したいというようなご意見でございまして、今回の公園区域に関するご質問というよりも別の部分でご質問が何点かあったというような状況でございます。

【会長】

よろしいですか。

今の風致地区を外してほしいというものに対して平塚市としてどういう説明をされたのですか。

【事務局】

平塚市さんの職員の方にも当日会議に出席いただいたのですが、平塚市さんの方では、説明会の主旨とは外れる部分でございましたので、なかなか困っていらっしやったのですが、風致地区については、今後地元の方々と意見のやりとりをしながら、風致地区を外すというようなことは明言されていませんでしたが、今後地元の方と話し合いを続けていきたいというような話をおっしゃっておりました。

【会長】

はい、ありがとうございます。その他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【B委員】

原案から案への変更点の中で、国土交通省横浜国道事務所大磯出張所の敷地についてということで、引き続き公園区域とするという大変ありがたいことだと思うのですが、西湘バイパスを通りますと、あの事務所は今までどおりとなっていますけれども大変木が少ないですね。あの建物がサッとみんな見えるぐらいで。またお願いができれば公園地区となると、そのまま引き継ぐのであったら、できたらもうちょっと木を道に沿って植えていただくと、ああ安心だなという思いがおきくと思うので、今後公園区域としていただく了解を得たら、その上に、もうちょっと植栽を。あの全部やってほしいというのではなく、道路に面したところはやっていただくと、公園区域だなと誰もが分かりやすいように。お願いしていただけたら町民は、また通る人は安心だろうなと思いますので、一応、私の意見ということで。

【会長】

はい、ご意見ありがとうございます。

私も言い出した本人なのですが、現場を見まして、現状はやや殺伐としたといいますか、荒れた感じがしますよね。そういう感じがいたしました。

今、ご意見ということで私も同じ意見ですけれども、今後そういう働きかけができればと非常に良いのではないかなと思っています。

【事務局】

その点に関しましては、大磯出張所さんに赴きまして話をしていきたいと思います。
ご意見ありがとうございました。

【会長】

他にございますでしょうか。

先ほど事務局からあった説明の中に、大変前向きなというかですね、今後、緑についてどういうふうにやって行くか、というご説明があって、それで十分かと思うのですが、さらに個人的にというか、これからの都市づくりを考えていくときに、例えば緑のネットワーク化とかですね、面としては無くなって、廃止してしまうわけですけども、山があつて川が流れていて、よく見るとまだ緑が残っているエリアもある。先ほど、保存樹などのお話もありましたけれど、系統的に緑の帯ですね、そういうものも視野に入れていかれることを望みたいと思います。

他にいかがでしょうか。

すでにこれまでに調整というかですね、ご意見が出し切っていると思うのですが、他にございませんでしょうか。

もしよろしければこれで議論が出揃ったということによろしいでしょうか。

【C委員】

申し訳ございません、途中からの出席となりました。

昭和 12 年 12 月 20 日ですか、都市基幹公園として計画決定、都市計画決定されたということですが、都市計画法というものは、昭和 46 年の制定かと存じ上げておりますが、その時点での、この区域に対する見直しとかどうだったのか。そのあたりをちょっとお聞かせいただければありがたいなと思いますが。

【事務局】

今ございましたとおり、昭和 12 年に都市計画決定されてから、その後この公園に対して変更がなされたのが東町地区の、区画整理事業の時、昭和 25 年になりますけれども、その時に 1 度変更がなされていますが、区画整理事業の土地を除いたという形になっております。

そこから、そのあとずっと期間が空きまして昭和 63 年までずっとそのまま、昭和 63 年に新湘南国道の都市計画決定を行いましたので、その時に変更しているということで、特に昭和 46 年の時にこの公園について見直しを行ってはいません。

【会長】

よろしいですか。あの、昭和 12 年だとすると、昭和の都市計画法というのは新法のほうなので、大正時代の 1912 年の旧法の都市計画法に基づいて最初は決定されたのではないかと思うのですが、そうですね。

いきなり、昭和 40 年代に都市計画法ができたわけではないですね。

【C委員】

そうしますと、当時公有地拡大の推進に関する法はありましたが、行政側がというか手続きにおいて3週間前までにその区域の土地を、確保したいということであれば、いわゆる買い取り請求ができて、というのが公有地拡大の推進に関する法律の趣旨だと思うのですが、昭和46年の頃に見直しがされてこなかったということになるわけですね。

【D委員】

そのまま放置していたということをおっしゃられたのだと思います。町は放置していたのではないですか。昭和46年の線引きの時に見直しをすればよかったのではないのでしょうか。それでも、その時点まで放置しておいたことになりましたが。

【会長】

何か情報はありますか。

【事務局】

はい、都市計画公園の区域内でございましたので、土地の取引の際には公拡法の手続きを行っております。

ただ、そのときは町の方でも事業主体が決まっていなかったということもございましたので、特に町の方で買い取りというようなことはしてないということです。

【C委員】

良くわかりました。付け加えまして、この基幹公園としての役割を、運動公園がそのあと、その部分を引き継いできているのかなと、業者というよりは住民感覚としてそう思うわけがあります。

従いまして、今回の事業計画の変更については、方向性としてはこのとおりであろうなと思っているわけです。なんといいですか、原案の16.8ヘクタールが、今回の案で17.2ヘクタールに増えたということですが、面積としては基幹公園というよりは、公園という位置づけからすれば、17.2ヘクタールという面積はちょっと多いのかなという気もいたしますが、今までの経緯から、このような施設が多ければ良いのではないかという思いもありますので、適切ではないかなという気がいたしております。

【会長】

では、結論としては適切であるということによろしいですか。

【C委員】

はい。

【会長】

他にございますか。

これで意見が出揃ったということによろしいですか。

それでは本件は都市計画法第 19 条第 1 項の規定に基づき当審議会の議を経て、町が都市計画を決定するものです。これまで行ってきた 2 回の審議を受けて、当審議会として本件の都市計画公園の変更の案への賛否を明らかにしたいと思います。

前回の原案の審議を受けて、変更された案に異存がなければ、本案のとおりとなりますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、議案第 70 号について、案に異存なしと決定します。

なお、答申については、審議の結果を踏まえ事務局で作成してください。

それではこれで議案第 70 号の審議を終了します。

以上で、本日予定されている議題につきまして終了しました。

3 その他

【会長】

つづきまして、次第の 3 「その他」として何か事務局よりございますか。

【事務局】

はい。報告事項として 2 点ほどございます。

まず 1 点目が、現在大磯駅前町が計画を進めております自転車駐車場、駐輪場でございます。こちらについて今町のほうで駐輪場を新たに作るべく、設計のほうを進めております。またこちらに付きましてもご審議をお願いすることになるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

そして 2 点目は、第 7 回線引き見直しでございます。平成 25 年度から見直し作業に入っていくということで神奈川県の方から説明を受けております。こちらについてもご審議をお願いすることになるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上 2 点報告いたします。

4 閉会

【会長】

委員の皆様からはありますか。

ないようでしたら、これをもって、第 71 回大磯町都市計画審議会を終了します。本日は、ありがとうございます。

— 以 上 —